

公立大学法人三重県立看護大学における研究費の不正行為の防止対策に関する基本方針について

平成27年 4月 1日

公立大学法人三重県立看護大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第3条第2項に規定する不正行為の防止対策の基本方針を次のとおり定めます。

- 1 不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理手続に関するルールを明確化するとともに、研究費の運営及び管理に関わる全ての教職員等にルールを周知する。
- 3 研究費の運営及び管理に関わる全ての教職員等に対して不正行為の防止対策の理解や意識を高めるため、コンプライアンス教育等を実施する。
- 4 実効性のあるチェック体制を整備し、研究費の適正な運営及び管理を行う。
- 5 不正行為が発生した場合又はその恐れがある場合に適切に対応するための体制を整備する。